

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の期日、対象及び所管課所

令和5年12月22日 日高市社会福祉協議会（福祉子ども部生活福祉課）

2 監査の方法

令和4年度の当該団体における日高市からの補助金交付対象事務事業に係る出納及びその他の事務執行について、適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、所管課所職員から説明を聴取し、監査を実施した。

3 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、補助金等の交付手続等に関する規則等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際に口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。

(地方自治法第199条第9項)

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

《提出先》

(1) 日高市議会議長 鈴木 健 夫 様

(2) 日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

日高市監査委員告示第2号

令和6年3月25日

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を公表する。

日高市監査委員 関 口 基 男

日高市監査委員 森 崎 成 喜

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の期日、対象及び所管課所

令和5年12月22日 日高市社会福祉協議会（福祉子ども部生活福祉課）

2 監査の方法

令和4年度の当該団体における日高市からの補助金交付対象事務事業に係る出納及びその他の事務執行について、適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、所管課所職員から説明を聴取し、監査を実施した。

3 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、補助金等の交付手続等に関する規則等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際に口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。

日 監 発 第 87 号
令和 6 年 3 月 25 日

日高市議会議長 鈴木 健 夫 様

日高市監査委員 関 口 基 男

日高市監査委員 森 崎 成 喜

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の期日、対象及び所管課所

令和 5 年 12 月 22 日 日高市社会福祉協議会（福祉子ども部生活福祉課）

2 監査の方法

令和 4 年度の当該団体における日高市からの補助金交付対象事務事業に係る出納及びその他の事務執行について、適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、所管課所職員から説明を聴取し、監査を実施した。

3 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、補助金等の交付手続等に関する規則等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際に口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。

日 監 発 第 87 号
令和 6 年 3 月 25 日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

日高市監査委員 関 口 基 男

日高市監査委員 森 崎 成 喜

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の期日、対象及び所管課所

令和 5 年 12 月 22 日 日高市社会福祉協議会（福祉子ども部生活福祉課）

2 監査の方法

令和 4 年度の当該団体における日高市からの補助金交付対象事務事業に係る出納及びその他の事務執行について、適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、所管課所職員から説明を聴取し、監査を実施した。

3 監査の結果

監査重点事項の出納及びその他の事務については、補助金等の交付手続等に関する規則等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際に口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。